

質問者：岩田 信雄議員

問・義務教育学校移行後の閉校した校舎の利活用は？

現在、令和11年4月の義務教育学校の開校に向けて準備が進められているところですが、義務教育学校開校後、現留寿都中学校の校舎が空き校舎となる課題が発生します。空き校舎が長期間となることで維持費の面や防犯上の面が危惧されます。このことから、閉校した校舎を利活用するのか又は解体するのかを、今から決めておく必要があるのではないのでしょうか。

また、令和5年1月に改訂された「留寿都村公共施設等総合管理計画」にも示されているように、公共施設やインフラなど、

今後、更新時期を迎える施設があり自主財源が乏しい本村においては、多大な財政負担となることが想定されます。このことから、閉校した校舎を改修などにより老朽化している公共施設の代わりとして利活用することはできるのではないのでしょうか。



- 1 義務教育学校移行後の閉校した校舎の利活用について、どのようなお考えか。
- 2 閉校した校舎を利活用するとした場合、老朽化している役場庁舎など、他の公共施設とすることはできないか。

答弁者：佐藤 ひさ子村長



「義務教育学校移行後の閉校した中学校校舎の利活用についてどのような考えか」ということですが、中学校校舎は、昭和49年建設で築51年、体育館は昭和50年建設で築50年経過しています。いずれも平成23年度に耐震化工事を実施しておりますが、既に14年が経過しています。一般的な耐用年数としては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令によると校舎及び体育館は、鉄筋コンクリート造なのでその場合は、47年とされており、校舎については移行時点で7年、体育館については、6年超過していることとなります。

令和3年に策定した留寿都村学校施設長寿命化計画では、体育館については、令和6年度に、校舎は令和8年度から3年がかりで長寿命化のための大規模化改修を行う計画でありましたが、これは義務教育学校に移行することに伴い見送りました。1点目、利活用の可能性としては、平成23年に行った耐震化工事に加えて大規模改修により多額の費用を費やして用途変更を行ったとしても、30数年後には再び大規模改修又は建替えという問題に直面することとなります。仮に中学校校舎を他の施設に改築するために解体せずに保存することになると議員ご指摘のように時期未定のまま相当期間、遊休施設を管理していくことになり、建物の老朽化も相当進むことから維持管理費も高みます。

特に体育館は取り壊すか別の用途を考えるかということになりますが、取り壊す際の有利な財源もなく維持管理費が高額な老朽化施設を管理し続けることは不経済と考えますので、長期的に見た場合

は解体して新たな建物とすることが将来の負担の軽減になるだろうと思います。2点目、「閉校した校舎を利活用するとした場合、役場庁舎など、他の公共施設とすることはできないか」ということですが、現在、老朽化に伴い更新を検討している公共施設としては、役場庁舎と診療所があります。

役場庁舎については、令和6年1月に留寿都村役場庁舎建設基金条例を制定し、基金の積み立てを開始していますが、庁舎の建設を対象とした交付税措置のある起債制度の復活の動き等の財源の

情報を見極めながら建設時期を検討していくものであり、過疎債が対象とならない施設ですので少なくとも過疎債の時限である令和12年度までに建設を開始することはないと考えています。診療所については、過疎債の対象でありますので時限である令和12年度までには建設を終えなければならないと考えており、解体場所に過疎債対象の建物を建てることで解体についても過疎債を充てることができ財政的に有利でありますことから現校舎を活かして診療所として改築することも考えられますが、その場合、費用は新築より安くなる可能性はありますが、改修は大規模になると予想され平成23年度の耐震化工事から14年程が経過していることから理論上の耐用年数は15年程度でありますので、再び多額の費用がかかることになるということと、校舎の規模や床面積から見ますと診療所とするには大きすぎると考えています。校舎を利活用するか否かについて、今から決めておく必要があるのではないかとのご指摘がありますが義務教育学校開校に伴い、現中学校校舎から移行するのは、令和11年3月となりますので、それまでの期間に体育館を解体した後に診療所の建設という選択や校舎を然るべく時期に役場庁舎にという可能性もなくはありませんので、様々な選択を排除することなく慎重に検討を進めていきたいと考えております。

